

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

平成27年4月13日

京都市長 門川 大作

1 条例第6条において規定する開発事業者の氏名及び住所  
株式会社ユーシン精機 代表取締役社長 小谷 眞由美  
京都市伏見区久我本町1 1番2 6 0

2 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積  
京都市南区久世殿城町5 5 5番地他  
2 0, 5 9 7. 8 1平方メートル

3 開発構想における主な用途  
工場

4 縦覧場所  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8番地  
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間  
平成27年4月13日から同月27日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）  
午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 条例第9条第1項に規定する意見書の提出期限  
平成27年4月13日から同年5月8日まで

(注) 上記意見書を提出しようとする者は、条例施行規則第8条に規定する事項を記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)